

ゴルフ場敷地内 樹木、植物その他の産物採取禁止について

いつも千葉カントリークラブをご利用いただき、誠にありがとうございます。
近年、一部のご来場の方によるゴルフ場敷地内で樹木、植物その他の産物の採取（具体例：タケノコ、銀杏、梅等）の行為が確認されております。

下記の理由により、ご来場の方の樹木、植物その他の産物の採取行為を固く禁止いたしますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 法律上の問題

コース内の樹木、植物その他の産物を無断で採取する行為は、森林法第 197 条「森林窃盗罪」に該当いたしますので、状況により警察へ通報・対応を依頼する場合がございます。

2. 安全確保の観点

採取行為は、他のお客様のプレーの妨げ及び事故の原因となりかねません。

ご来場の方が安全で快適なゴルフ環境を守るためにも、敷地内での樹木、植物その他の産物の採取行為は、絶対におやめくださいますよう重ねてお願い申し上げます。